

まちづくりプロジェクト応援事業 応募団体(個人)の募集

持続的な地域の活性化および賑わいの創出につながる新たな取り組みを応援するため、吉野川市内で居住などする方で構成される団体または個人が提案するまちづくりに関する事業やイベントを募集します。採択された事業やイベントについては、実現に向けて市でガバメントクラウドファンディング®(※)を実施し、集まった寄付金を翌年度に補助金として団体(個人)に交付します。(※)ガバメントクラウドファンディング®

ふるさと納税制度を活用し、目標金額や募集期間などを定め、特定の事業に対する寄付金を募る手法。

応募期限 5月31日(金)まで

応募資格や提出書類など詳細は市ホームページを確認してください。



●昨年度採択事業

(旧 はばたけ!! 若者応援プロジェクト事業)

- 【#じゃない方の徳島の挑戦 | 徳島県に2つ目のJリーグクラブ誕生へ】
- 【「田舎と都会の架け橋になりたい」吉野川市の魅力ある自然を全国に!】
- 【若者の“得意”を発揮できる『次世代観光大使』を生みだしたい!!】



問い合わせ 商工観光課
☎ 22-2226 FAX 22-2237

軽自動車税(種別割)の減免

次の軽自動車などについては、申請すると軽自動車税(種別割)が減免されます。

①心身などに障がいのある方が所有する軽自動車など【本人運転の場合】

必要なもの 運転免許証・車検証・身体障害者手帳など、個人番号の分かる書類

※車両が変更になると再申請が必要。

【家族運転の場合】

必要なもの 運転免許証・車検証・身体障害者手帳・通院証明など、個人番号の分かる書類※毎年申請が必要。

②心身などに障がいのある方(18歳未満の者または療育手帳など該当者)の家族が所有する軽自動車など

吉野川市特定計量器定期検査日程

取引・証明に使用している特定計量器(はかり)について、計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定により、定期検査を受けることとなっています。

市内で特定計量器(はかり)を持っている方は次の日程表のとおり定期検査を実施しますので必ず受けてください。

受付時間 午前11時~午後3時

検査日(予定)	検査場所
5月9日(休)	ふるさとセンター
5月10日(金)	山川地域総合センター
5月13日(月)	川島体育館
5月14日(火)	吉野川市役所
5月15日(水)	吉野川市役所

- 定期検査には手数料が必要となります。(詳しくは、徳島県工業技術センターにお問い合わせください)
- 定期検査に代わる計量士による検査を受けている特定計量器は、定期検査を免除されます。
- 期日内にやむを得ない理由で受検できない場合は、商工観光課または徳島県工業技術センターに連絡してください。
- 検査を受けないと取引・証明に使用できません。

問い合わせ 徳島県立工業技術センター
☎ 088-669-6369
商工観光課
☎ 22-2226 FAX 22-2237

必要なもの 家族運転の場合と同様。

※①②いずれの場合も障がい区分・級別の一定の条件を満たす場合で1台のみ減免となります。障がいの等級によっては、減免の対象にならない場合がありますので、事前に問い合わせください。

③身体障がい者などの利用のために構造が変更された軽自動車など(車いす移動車など)

必要なもの 車検証・構造が確認できる写真など、個人番号の分かる書類※令和6年度の減免申請期限は5月31日(金)です。期限以降は受け付けできませんので注意してください。

問い合わせ 税務課
☎ 22-2215 FAX 22-2247

吉野川市市制20周年記念事業 吉野川市農林業まつりを開催します

市制20周年を迎える記念行事として「吉野川市農林業まつり」を開催します。農林業関係団体と連携した合同イベントで、さまざまな催しが盛りだくさんの、子どもから大人まで楽しめるイベントです。

とき 6月16日(日) 午前9時~午後2時 ※雨天決行(一部中止あり)

ところ 市役所周辺

催し

- 普段見ることがない大型高性能林業機械などの展示や実演見学
- 農林業のさまざまな体験コーナー
スイートコーン収穫体験、親子木工教室、VR伐採体験、デコ巻きずし体験など
- ブースでの販売やステージイベント など

※体験コーナーの一部は事前申し込みが必要となっています。詳細は、市ホームページをご覧ください。



※ひまわり農産市鴨島店スイートコーン祭り(JA徳島県吉野川営農経済センター主催)、吉野川マルシェ(商工会議所主催)同時開催!



問い合わせ 吉野川市農林業まつり実行委員会(農林業振興課内) ☎ 22-2228 FAX 22-2237

6次産業化加工施設整備補助事業

農産物などの生産、加工、流通、販売を一体化して取り組む方を対象に施設整備費などの補助を行います。

対象者 吉野川市内の6次産業化を行う農家など
補助対象

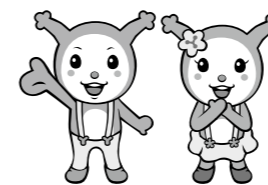
- 生産物の加工に必要な加工機器などの整備費
- 加工品の販売施設整備、販路開拓に必要な経費など

補助額 補助対象に係る経費の1/2以内(補助上限50万円)

募集開始 4月22日(月)から

対象となる経費および募集方法

市ホームページに掲載している募集要項をご覧ください。



問い合わせ 農林業振興課 ☎ 22-2223 FAX 22-2237

農用地区域からの除外申請受付

農用地区域内の農地を農地以外に利用する場合には、農業委員会へ転用の申請をする前に、農用地区域からの除外手続きが必要です。

農地以外に利用する例としては、農家用住宅、子どもが分家するための住宅(宅地)、資材置場、駐車場、太陽光発電施設(第一種農地は不可)などがあります。農地以外に利用する方は、申請してください。

また、農業委員会での転用許可の見込みがあるか、徳島県が作成した除外の判断基準を満たしているか、資材置場・駐車場目的の場合FIT(固定価格買取制度)の計画認定がされていないかなど、事前の確認が必要です。

なお、周囲の農地の状況などにより総合的に判断を行うため、申請によって必ず除外がされるものではありませんのでご了承ください。

申請書は、農林業振興課(東館1階)に備え付けています。

受付期間 5月1日(水)~31日(金)
(土・日・祝日を除く)